○国土交通省告示第三百九十九号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、一㈠ア中「ターボジェット発動機」を「他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事するジェット機（ターボジェット発動機）」に、「（以下「ジェット機」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、一㈠ア㋐中「を言う」を「をいう。」に、「九百五十円」を「七百五十円」に、「千三百八十円」を「千百五十円」に、「千六百五十円」を「千四百九十円」に、「千八百円」を「千六百十円」に改め、一㈠アに次のように加える。

㋒　有償で運送された旅客数に百二十円の料金率を適用して計算して得た金額

一㈠中イをウとし、一㈠アの次に次のように加える。

イ　アに規定するジェット機以外のジェット機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。

㋐　航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額

(a)　二十五トン以下の重量については、一トンごとに　九百五十円

(b)　二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに　千三百八十円

(c)　百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに　千六百五十円

(d)　二百トンを超える重量については、一トンごとに　千八百円

㋑　アの㋐の規定により計算して得た金額

一㈢ア中「百円」を「百三円」に、一㈢イ中「三百円」を「三百九円」に改め、一㈣中クをケとし、キをクとし、一㈣力中「カ」を「キ」に、「ウ」を「エ」に改め、一㈣力(a)中「あつては㈠ア」を「あつては㈠イ」に、「㈠イ」を「㈠ウ」に改め、一㈣力(b)中「㈠ア」の下に「又はイ」を加え、「㈠イ」を「㈠ウ」に改め、一㈣中力をキとし、一㈣オ中「キ」を「ク」に改め、一㈣中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、一㈣イの次に次のように加える。

ウ　二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者が支払う一月分の着陸料のうち㈠アウの規定により計算して得た金額の合計額に相当する分は、㈠の規定にかかわらず、その者が㈠アに規定するジェット機により有償で運送した旅客数（ア、イ又はエの適用がある場合にあつては、〇人として計算する。）の路線ごとの一月分の合計が、その者の当該ジェット機による提供座席数（提供された座席数の合計から無償で運送された旅客数の合計を減じた数とし、ア、イ又はエの適用がある場合に提供された座席数を除く。）の路線ごとの一月分の合計に十分の七を乗じた座席数（一席未満は〇席として計算する。）を超える場合には、路線ごとにその超える旅客数を減じた旅客数に相当する金額に軽減するものとする。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十五年国土交通省告示第三百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改め、「、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（以下「ジェット機」という。）であつて」及び「もののうち」を削り、「もの着陸料」を「航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）の着陸料」に改め、「ア及び㈣カ」を削り、「「九百五十円」とあるのは「八百五十円」と、「千三百八十円」とあるのは「千三百三十円」を「次に掲げる金額」とあるのは「次に掲げる金額に十分の九を乗じた金額」と、同告示一㈠ウの規定中「計算して得た金額」とあるのは「計算して得た金額に十分の九を乗じた金額」に改める。

第二号を次のように改める。

二　別表の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額についての使用料告示一㈠の規定の適用については、同告示一㈠の規定中「合計額とする」とあるのは、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号中「前号」を「第一号及び第二号」に、「額は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、それぞれ使用料告示（当該航空機がジェット機である場合においては第一号の規定による読替え後の使用料告示）一㈠の規定により計算して得た金額に㈠から㈢までに掲げる数を乗じた金額」を「額についての使用料告示一㈠の規定の適用については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、同告示一㈠の規定中「合計額とする」とあるのは「合計額に、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十五年国土交通省告示第三百二十号）第五号㈠から㈢までに掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ同号㈠から㈢までに掲げる数を乗じた金額（当該航空機が同告示第一号に規定する航空機であるときは、当該金額に更に十分の九を乗じた金額）とする」と読み替えるもの」に改め、同号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　別表の二の項の上欄に掲げる航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額についての使用料告示一㈣キ(b)の規定の適用については、同告示一㈣キ(b)の規定中「ジェット機にあつては㈠ア又はイの規定により計算して得た金額の六分の五、その他の航空機にあつては㈠ウの規定により計算して得た金額の二分の一（重量が六トン以下の航空機にあつては四分の一）」とあるのは、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

四　別表の七の項及び八の項の上欄に掲げる航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額についての使用料告示一㈣オの規定の適用については、同告示一㈣オの規定中「七万円」とあるのは、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表中「使用料告示一㈠の規定により計算して得た金額」を「合計額」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同表一の項中「一㈣カ(a)ただし書」を「一㈣キ(a)ただし書」に改め、「乗じた金額」の下に「とする」を加え、同表二の項中「一㈣カ(b)」を「一㈣キ(b)」に改め、「ジェット機」の下に「（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機をいう。以下同じ。）」を加え、「使用料告示一㈠アの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額」を「㈠ア又はイの規定により計算して得た金額の六分の一」に、「使用料告示一㈣カ(b)の規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額」を「㈠ウの規定により計算して得た金額の八分の一（重量が六トン以下の航空機にあつては十六分の一）」に改め、同表三の項中「一㈣エ及びカ(a)ただし書」を「一㈣オ及びキ(a)ただし書」に改め、「乗じた金額」の下に「とする」を加え、同表四の項中「一㈣エ及びカ(a)ただし書」を「一㈣オ及びキ(a)ただし書」に改め、「乗じた金額」の下に「とする」を加え、同表五の項中「乗じた金額」の下に「とする」を加え、同表の六の項中「使用料告示一㈠アの規定により計算して得た金額」を「合計額」に改め、「乗じた金額」の下に「とする」を加え、「使用料告示一㈠イの規定により計算して得た金額」を「合計額」に改め、同表の七の項中「事業計画をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「第六項」を「前項」に、「使用料告示一㈣エの規定により計算して得た金額」を「七万円」に改め、同表に次のように加える。